

# -業務委託報酬表-

## 1 ご契約の形態

契約形態	契約内容
相談顧問	人事労務に関する相談、指導、助言などの業務
手続き顧問	労働・社会保険諸法令に基づく書類作成、申請の提出代行の業務
給与計算業務	月次給与計算処理、賞与計算処理、年末調整計算処理の業務
スポット契約	労働基準監督署調査立会、セミナー講師等の業務

## 2 主なサービス内容

### (1) 相談顧問

- ① 就業規則、給与規程等諸規程に関する相談、指導及び助言(但し、大幅な見直し、新規作成、企画・立案等を伴う場合は別途協議させていただきます。)
- ② 労働基準法、労働契約法その他労働諸法令に関する相談、指導及び助言
- ③ 労務管理(個別労使紛争等労使関係を含む)に関する相談、指導及び助言
- ④ 労働・社会保険諸法令に関する相談、指導及び助言
- ⑤ 労働基準監督署、年金事務所等官公署の対応に関する相談、指導及び助言(但し、調査等の立会については別途日当、旅費等をご請求いたします。)

### (2) 手続き顧問

- ① 労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成業務
  - イ) 入・退社時における資格取得、資格喪失に伴う書類(離職証明書を含みます)
  - ロ) 算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の作成
  - ハ) 健康保険法及び労働者災害補償保険法に基づく給付金申請書の作成
  - ニ) 36協定等の労使協定、健康診断結果報告書等の作成
- ② 上記書類等の各保険者(協会けんぽ、健康保険組合、年金事務所、公共職業安定所、労働基準監督署)への提出代行業務
- ③ 労働保険料徴収法(労働保険・雇用保険)に伴う年度更新(申告書の作成・届出)の業務

### (3) 給与計算業務

- ① 月次給与計算  
月次給与計算処理、社会保険料算出、給与明細書作成、源泉徴収票作成 等
- ② 賞与計算

## -業務委託報酬表-

賞与計算処理、社会保険料算出、賞与明細書作成 等

### ③ 年末調整

年末調整資料の作成支援、年末調整処理、扶養控除申告書の内容確認、源泉徴収票の作成、賃金台帳作成 等

## 3 顧問報酬

### (1) 相談顧問料、手続き顧問料(月額)

従業員数	相談顧問料	手続き顧問料
～9人	10,000円	10,000円
10人～19人		20,000円
20人～29人	20,000円	25,000円
30人～49人		30,000円
50人～69人		40,000円
70人～99人	30,000円	50,000円
100人～149人		60,000円
150人～199人		80,000円
200人～249人	40,000円	110,000円
250人～299人		140,000円
300人～349人		170,000円
350人～399人	50,000円	200,000円
400人～499人		230,000円
500人以上		70,000円

※ 従業員数の算出においては、社会保険加入者を1人、社会保険非加入者を0.5人として計算いたします。

※ 消費税は別途ご請求します。

※ 従業員の方に直接郵送する場合等の実費は、ご請求いたします。

### (2) 給与計算業務(月額)

基本報酬 20,000円+従業員数×650円

※ 従業員数5人までは基本報酬の範囲といたします。

※ 賞与計算は、月次給与計算報酬の1か月分、年末調整は1.5か月分といたします。

※ 勤怠データの算出及び検算が含まれる場合、支給・控除項目数が多い場合には、基本報酬を見直しいたします。

※ 消費税は別途ご請求します。

## -業務委託報酬表-

### (3) スポット契約

業務内容	報酬	期間
経営労務診断	450,000 円～	2 か月程度
IPO コンプライアンス監査	600,000 円～	3 か月程度
労働時間管理コンサルティング	450,000 円～	3 か月程度
賃金制度設計コンサルティング	450,000 円～	5 か月程度
人事制度設計、運用 コンサルティング	900,000 円～	6 か月程度
就業規則一部改訂	100,000 円～	1 か月程度
賃金規程その他各種規程 一部改訂	50,000 円～	1 か月程度
就業規則作成	200,000 円～	2 か月程度
賃金規程その他各種規程作成	100,000 円～	2 か月程度
労働基準監督署調査の立会及び 是正勧告等の対応	80,000 円～	1 か月程度
年金事務所調査の立会及び その後の対応	80,000 円～	1 か月程度
人事労務相談	10,000 円/時間～	—
助成金申請	給付額の 10%～	—
あっせん申立書の作成	50,000 円～	—
あっせん手続き	100,000 円～	—
セミナー講師	100,000 円～	90 分程度
労働保険新規適用手続き	50,000 円～	—
社会保険新規適用手続き	50,000 円～	—

※ その他、コンサルティングの内容、難易度、期間等を勘案の上個別にお見積りいたします。

※ 出張を伴う場合は、旅費及び日当をご請求させていただきます。

※ 消費税は別途ご請求します。

当事務所における業務委託報酬額は、上記内容を基本としておりますが、受託範囲、契約内容などを考慮し、お客様のご要望に合わせてお見積りいたしますので、お気軽にご相談ください。